

食安輸発1225第1号
平成25年12月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産とうもろこし)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年12月20日付け食安輸発1220第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、イタリア産とうもろこしの粉からアフラトキシンを検出したことから、同通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者へ周知方よろしくをお願いします。

記

別表1 イタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
とうもろこし (粉を含む。 甘味種を除く。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加する。